さいたま市立芝原小学校PTA

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立芝原小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的として、定めるものとする。

(指針)

第2条 PTA は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(管理責任者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理責任者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は、本部役員、各委員会の長、その他PTA会長が許可をしたものとする。 (秘密保持義務)

第5条 個人情報の取扱者は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その任を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会員名簿、委員会名簿、PTA活動名簿の作成・運用
- (2) 会費集金・管理、保険事務、その他の文書の配付
- (3) PTA活動および行事参加者への諸連絡
- (4) 本部役員選考活動

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、特にセキュリティ管理を適切に行うこととする。紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(情報開示等)

第12条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。 (漏洩時等の対応)

第13条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者であるPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第14条 PTAは取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施し、その記録をするものとする。

(苦情の処理)

第15条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 「さいたま市立芝原小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会にて改正し、総会にて承認を受けるものとする。

付則

本規則は、平成30年3月8日より施行する。